

●会計年度任用職員●

公開日	令和8年2月4日
職 種	パートタイム会計年度任用職員(教職員給与・旅費等業務)
職務内容	教職員給与・旅費等の業務
人 数	1名
報酬等 (見込)	○報酬月額 179,527 円～199,847 円(地域手当に相当する報酬額を含む。) ※報酬額は上記の範囲内で職歴等を考慮し決定します。
	○通勤手当(片道通勤距離 2 km以上が支給対象) ・公共交通機関利用の場合 最も経済的な乗車券の額を支給 ・自動車等による通勤の場合 月額 36,300 円を上限に通勤距離に応じた額を支給
	○期末手当(6 月以上の任期、かつ、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上で 基準日(6 月 1 日、12 月 1 日)に在職する場合に支給) ①6 月 報酬月額の 1.2625 ヶ月分 ※在職期間に応じて割落しが発生します。 ②12 月 報酬月額の 1.2625 ヶ月分
	○勤勉手当(6 月以上の任期、かつ、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上で 基準日(6 月 1 日、12 月 1 日)に在職する場合に支給) ①6 月 報酬月額の 1.0625 ヶ月分 ※在職期間に応じて割落しが発生します。 ②12 月 報酬月額の 1.0625 ヶ月分
	○雇用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(採用後 1 か月間は、条件付採用期間) ※翌年度も同一の職が設置され、任用期間の勤務実績が良好な場合には、再度の 任用を行う場合があります。
雇用期間	○勤務時間:8時 30 分～16 時 30 分(休憩時間:12 時～13 時) 1 日 7 時間、週 5 日勤務(週 35 時間勤務) 土曜日、日曜日又は国民の祝日に勤務する場合があります。
勤務時間	○休日 土日、祝日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
勤務場所	東部教育事務所(高松市松島町一丁目 17 番 28 号)
加入保険等	○共済組合(短期給付) ○厚生年金保険 ○雇用保険
	○公務又は通勤による災害に遭った場合は、議員その他非常勤職員の公務 災害補償等に関する条例により補償されます。
問合せ先	香川県教育委員会事務局 東部教育事務所 TEL:087-837-8778 担当:佐藤
募集期間	令和8年2月4日(水)～令和8年2月12日(木)
備 考	○パソコン(ワード・エクセルなど)の基本操作のできる者 自動車が運転できる者 ○ 香川県教育委員会により、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般職非常勤 職員である「パートタイム会計年度任用職員」として任用され、地方公務員法の服務に関する規定 が適用されます。 ○ 次の地方公務員法第 16 条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。 (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま での者 (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊す ることを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 報酬等、加入保険等については、今後の給与改定・制度改革により変更となる場合があります。
- ハローワークを通じて応募してください。なお、応募者多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。
- 面接及び書類による選考を行います。
- 面接の時間等については、応募後、電話等にてご連絡いたします。